



杉並区中小企業資金融資

団体資金のご案内



杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関との協力により、融資あっせん制度を設けています。

この制度では、区内の商工業団体や商店会を対象とした「団体資金」がご利用いただけます。

区のアッセンを受けて団体が金融機関から融資を受けた場合、区は利子の一部を補給して、団体の負担軽減を図ります。円滑な事業実施のためにぜひお役立てください。

「団体資金」をご利用いただける方

以下の要件を共に満たしている団体。

- ① 区内に団体の事務所または事業所（法人の場合は主たる事務所の登記）を有すること。
- ② 団体の構成員の3分の2以上が区内に事業所を有する中小企業者であること。

融資条件

（利率は年利）

資金用途	限度額	貸付期間※	表面利率	団体負担利率	区利子補給率	担保及び保証
運転資金 設備資金 運転設備併用	法人格を有する団体 7,000万円 法人格を有しない団体 500万円	運転資金 7年以内 設備資金 9年以内 (据置6か月以内含む)	2.00%	1.33%	0.67%	金融機関との協議により以下の方法から決まります。 法人格を有する場合： 役員の連帯保証・担保 または信用保証協会の保証等 法人格を有しない場合： 役員の連帯保証・担保

※ 運転設備併用の場合は、貸付期間は7年以内とします。

申込みの手続き方法

受付

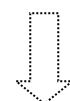
理事長・会長、または事業ご担当の役員の方が産業振興センター窓口にお越しください。
申込書をお渡しして、手続きの流れ・書類の記入方法を詳しくご案内します。



予約

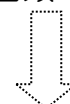
必要書類がそろいましたら、お電話で申込面談日の予約を行ってください。

予約先：産業振興センター就労・経営支援係 5347-9182（直通）



申込

予約した日時に、下記の必要書類一式をご持参ください。相談員が団体の状況を伺いながら書類の確認をします。



金融機関での手続き

区はあっせん状を取扱金融機関支店に送付します。あっせん状を受理した支店から理事長・会長に連絡が入りますので、支店の窓口で融資の手続きを進めてください。

必要書類等

	☒	提出する書類
1	☐	融資あっせん申込書(団体用)
2	☐	法人税確定申告書と決算書(コピー) ※法人のみ
3	☐	資金の返済計画を含む事業計画書
4	☐	役員を含む組合(会)員名簿及び総会資料
5	☐	定款(会則)
6	☐	見積書(コピー) ※設備資金を申込む場合のみ
		確認する書類 (申込時に確認後、お返しします)
7	☐	印鑑証明書 ※発行後3か月以内のもの
8	☐	法人事業税・法人住民税の納税証明書 ※法人のみ、最新のもの
		持参するもの
9	☐	印鑑(実印) ※法人は、法人実印 個人は、事業主の実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します

【お問い合わせ】

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係(創業・経営相談担当)
〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
TEL 5347-9182(直通) FAX 3392-7052